

事務連絡
平成24年6月27日

(社) 日本グラウト協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

除染業務委託契約に係る経営事項審査における取扱いについて

東日本大震災の被災地域（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）に基づく除染特別地域、汚染状況重点調査地域等を含む。）において、放射性物質により汚染された土壌等の除染を内容とする業務の委託が行われているところであるが、当該内容の業務委託契約に係る経営事項審査における取扱いの留意事項は下記のとおりとするので、貴団体におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、経営事項審査の申請に当たって適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対して周知指導方をお願いいたします。

記

業務委託契約が落葉等の除去や洗浄・清掃等の役務提供のみを内容とする場合には、当該契約は建設工事の請負とはみなされないことから、経営事項審査における完成工事高の評価対象とはならない。

しかしながら、当該契約の内容に、重機等を用いた表土の除去及び客土・圧密などの建設工事の施工が含まれる場合であって、当該施工に係る業務の実質が建設工事の請負とみなしうるときは、契約金額のうち建設工事に相当する金額のみを経営事項審査における完成工事高に含めることができることとする。

なお、契約金額の全額を、会計上やむを得ず完成工事高として計上した建設業者については、経営事項審査の工事種類別完成工事高及び工事種類別元請完成工事高の申請においては、契約金額のうち建設工事に相当する金額のみを申請業種に係る「完成工事高」及び「元請完成工事高」の欄に含めて記入し、それ以外の金額については「その他工事」の「完成工事高」及び「元請完成工事高」の欄に含めて記入することとなる。